

シンポジウム「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」これまでとこれから  
参考資料(金子敏哉)

## 条文案(2月22日版)と意見書(2月25日付)の提案内容

条文案(2月22日版)：

自由民主党の合同会議(2月22日)で配布された文化庁作成資料として報道されたもの<sup>1</sup>のうち、「著作権法及びプログラムの著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案 概要説明資料」の15・16頁より。

著作権法 30 条

第1項 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一・二 略

三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の複製(以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。)を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合

第2項 前項第三号の規定は、特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

著作権法 119 条

第3項 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物又は実演等(著作権又は著作隣接権の目的となつてゐるものに限る。)であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。)の著作権(第二十八条に規定する権利を除く。以下この条において同じ。)を侵害する自動公衆送信又は著作隣接権を侵害する送信可能化に係る自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもの又は著作隣接権の侵害となるべき送信可能化に係るものを含む。)を受信して行うデジタル方式の複製(以下この条において「有償著作物等特定侵害複製」という。)を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第4項 前項に規定する者には、有償著作物等特定侵害複製を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者を含むものと解釈してはならない。

---

<sup>1</sup> 弁護士ドットコムニュース「DL 違法化『必要な議論尽くされた』『バランスの取れた内容』…文化庁の説明資料入手」(2019年2月28日)

[https://www.bengo4.com/internet/n\\_9306/](https://www.bengo4.com/internet/n_9306/)

意見書(2月25日付)の提案内容：

高倉成男・中山信弘・金子敏哉「ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについての意見（詳細版）」(2019年2月25日提出)2頁・18頁より。

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20190219seimei.html>

条文案(2月22日版)の内容に、さらに以下の下線部のように限定を加えるべき。

著作権法30条1項3号

三号 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）のうち原作のまま行われるものを受信して行うデジタル方式の複製（以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合であつて、かつ著作権者の利益を不当に害することとなる場合

著作権法119条3項

第三項 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。以下「有償著作物等」という。）の著作権を侵害する自動公衆送信のうち原作のまま行われるもの又は著作隣接権を侵害する送信可能化に係る自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもの又は著作隣接権の侵害となるべき送信可能化に係るものを含む。）のうち原作のまま行われるものを受信して行うデジタル方式の複製であり、かつ、当該有償著作物等の種類及び用途、当該複製の態様及び使用目的その他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる複製（以下この条において「有償著作物等特定侵害複製」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。